

1. 放射線被曝防護の政策決定に関して

放射線被曝防護の勧告には「各国での政策決定に当たっては、原子力事業推進を行う政府・関連事業者や推進を支持する学者等だけではなく、被害を一方的に受けざるを得ない国民の立場に立って被曝を恐れまた警告する学者などの人々を多数参画させるべきである」ことを強調すべきである。

日本の福島原発事故について言えば、事故当時から現在に至るまで日本政府は ICRP 勧告を恣意的に運用し国民の立場に立った政策は行なっており、被害者は事故後 8 年余の今も悲惨な状況下にある。

また司法でさえその政府等の影響下であり、原子力事業推進政策に関して言えば、直近の東京電力刑事訴訟判決で「原発に求められる安全性については放射性物質が外部に放出されることは絶対はないというレベルの極めて高度の安全性ではなく、最新の科学的知見を踏まえて合理的に予測される自然災害を想定した安全性の確保が求められていた」という文言で、東京電力の事故対策の怠慢を是認するようのものであったことは、過去の勧告が原子力事業の正しい政策決定に十分に役立っていなかったことを示している。

2. 緊急時・回復期の被ばくの基準

緊急時・回復期で、平常時よりはるかに高いレベルの「参考レベル」を設定し 原発事故後の緊急時・回復期に、すべての一般人に平常時の被ばく限度としている年 1mSv よりはるかに高い被曝を許容することは理解できない。回復期の参考レベルとして、「年 1~20mSv の範囲かそれ以下。一般的に 10mSv を超える必要がないだろう」としているが意味不明である。「1mSv 以下」と勧告すべきである。

3. 緊急時・回復期の時間的上限

緊急時に採用された参考レベルについては、「一般的に 1 年間を超えるべきではない」としているが、1 年間もの『緊急時』は不適切であり、しかもその間最大 100mSv もの参考レベルの被曝を許容することは非人道的である。また回復期に関して時間的上限を設けていないことは、一般人に対し高い被曝レベルを長期間運用する（現在の日本政府で行っていることである）ことを助長することになり被曝防護の空洞化である。

4. 政府や原子力事業者による被害者への賠償や支援などの責任

被曝可能性のある国民の避難・帰還・居住などの選択は賠償や支援があってはじめて可能となるものである。日本における現在の避難者等の困窮は賠償や支援政策の不備がもたらしたものであり、勧告で国や関連事業者等の具体的責任を強く勧告すべきである。

5. 生涯被ばく線量の設定

現在の日本では「生涯被ばく線量」が設定されていない。勧告では緊急時・回復期の期間の設定がない上に生涯被曝線量の設定がないのであれば、被曝防御の機能が全くないくてもよいという勧告ではないか。

6. 参考文献・情報の不備その他

低線量被ばくに関する最近の論文・日本の国会事故調査報告・日本における避難政策や被ばく防護に関して日本政府の方針に対して批判的なレポート・文献・各種報道・被害者の声やその置かれた状況に関する資料の参照が全く不十分である。また「被曝被害の閾値なしの線形モデルの採用」を明記すべきである。

日本の福島原発事故後の甲状腺がんに関して被ばくとの関連を否定しているが「地域がん登録から推定される甲状腺がんの有病数より数十倍のオーダーで多く発生している」こと、地域別に有意な発生率の差があったことについて記すべきである。